

企業版ふるさと納税等にかかるマッチング支援業務委託公募型プロポーザル 質問回答

質問 No.	実施要領又は仕様書の 該当ページ番号	質問内容	回答
1	実施要領 1 ページ 1 案件名称	「企業版ふるさと納税等にかかるマッチング支援業務委託」とあるが、「等」には何を意図しているのか。企業版ふるさと納税制度以外の寄附を含むという意味か。	企業版ふるさと納税制度の対象とならない神戸市内企業や団体等からの寄附を含みます。 ただし、個人からの寄附は成果の対象外といたします。
2	実施要領 1 ページ 2 業務内容に関する事項 (3) 事業規模（見積限度額）	上限 10%の理由、背景等、公開できる範囲で構わないのでご教示いただきたい。また次年度以降こちらの限度額の見直しは可能か。	近隣自治体および当市での同業務の実績等を総合的に勘案し、見積限度額を定めております。また、次年度以降について、現段階では未定です。
3	実施要領 1 ページ 3 契約に関する事項	契約時に保証金の差入は必要か。	不要です。
4	実施要領 1 ページ 3 契約に関する事項 (1) 契約の方法	契約書については市の制定契約書ではなく、私製の契約書で締結することは可能か。	当市制定契約書での締結をお願いしております。
5	実施要領 1 ページ 3 契約に関する事項 (2) 委託料の支払い	「契約期間終了後、受注者の請求に基づく支払い」とあるが、貴市想定では、受注者の請求は案件の都度ではなく、一括での請求との認識でよいか。	案件都度ではなく、原則として契約終了後一括での請求をもって支払いを想定しておりますが、当市と受託者との契約時における協議の上、半年ごとの2回精算等も検討いたします。
6	実施要領 1 ページ 3 契約に関する事項 (2) 委託料の支払い	委託料の支払いについて、契約期間終了後にまとめて支払することとなっているが、半年毎など短縮出来ないのか。また、請求後何日以内に支払いされるのか。	原則として契約終了後一括での請求をもって支払いを想定しておりますが、当市と受託者との契約時における協議の上、半年ごとの2回精算等も検討いたします。 また、委託料の支払については、委託契約約款第6条第4項に基づき、請求書の提出日から30日以内にお支払いいたします。

7	<p>実施要領 2 ページ</p> <p>6 応募手続き等に関する事項 (2) 参加申請手続き イ 提出書類・部数 ①参加申込兼資格確認申請書</p>	<p>当該書式については、調印欄のある書類だが、PDF データにて提出後、原本提出の必要はあるか。</p>	<p>不要です。</p>
8	<p>実施要領 2 ページ</p> <p>6 応募手続き等に関する事項 (4) 企画提案書の提出 イ 提出書類 ③業務実施体制表</p>	<p>「実務実施体制表」は個人名の記載は必須か。例えば、「統括責任者：公共・金融法人部 企画・開発 G ○名」等、所属部の記載だけでも可能か。</p>	<p>「実務実施体制表」における統括責任者と管理責任者については、当業務を担当する部署の中から各 1 名を選出していただき、個人名を記載してください。なお、その各人について、「経歴・従事業務調書」をご提出いただく必要があります。各スタッフについては、所属部及び人数の記載のみで差し支えございません。</p>
9	<p>実施要領 4 ページ</p> <p>7 選定に関する事項 (3) 選定結果の通知及び公表</p>	<p>選定された場合、市 HP に掲載されるとあるが、どこまで情報が開示されるのか。(社名、契約料率など)</p>	<p>受託者名、受託者事業所所在地を開示いたします。</p>
10	<p>仕様書</p> <p>4 業務内容</p>	<p>寄附の獲得についてどのようにして事業者の貢献（成果報酬の対象）と判断するのか。</p>	<p>寄附金の納付には、当市から発行した納付書をご活用いただく予定です。受託者は企業等からの寄附の意思確認がとれましたら、当市へ納付書の発行依頼をしていただき、ご納入が確認できた時点で寄附の獲得（成果報酬の対象）と判断いたします。</p>
11	<p>仕様書</p> <p>4 業務内容</p>	<p>「令和 6 年 3 月 31 日までに本市指定の金融機関～」における金融機関とは、指定金融機関である三井住友銀行のみの予定か。その場合、寄附企業がどの事業者からのマッチングによるものなのかを証明する手法は想定としてあるのか、それとも企画提案事項として提案書へ記載しても可能なのかご教示いただきたい。</p>	<p>寄附金の納付には、当市から発行した納付書をご活用いただく予定ですが、当該納付書による払込が可能な当市指定の金融機関 <u>(※以下参照)</u> は複数ございます。受託者は企業等からの寄附の意思確認がとれましたら、当市へ納付書の発行依頼をしていただき、ご納入が確認できた時点で、受託者が寄附を獲得したものと判断いたします。上述の方法以外でのご提案がございましたら、提案審査会の際にご提案ください。</p>

12	仕様書 4 業務内容 実施要領 1 ページ 3 契約に関する事項 (2) 委託料の支払い	どこかの企業が寄附した場合に、複数事業者の内、どの事業者がそれに貢献したのかをどのように判断するのか。(もし複数事業者が同じ企業にタッチし、寄附に至った場合、複数の事業者が同じ委託料の請求をあげてきた場合にどの企業の貢献としてカウントするのか。)	寄附の獲得(成果報酬の対象)となる判断基準は、質問 No.10 でお答えした通りであるため、同一案件が複数受託者の成果報酬の対象となり得る事案は発生しないと考えています。 なお、新しい相手方に働きかけを行う場合には、逐一当市に情報を共有していただくことで、複数受託者の提案先が重複しないように、当市で管理する予定です。
13	仕様書 4 業務内容	寄附想定企業へのプロジェクト紹介から寄附実施までの業務のなかで、神戸市との引き合わせはマストではないとの認識で相違ないか。	当市担当者との面会等の引き合わせは必須ではございませんが、寄附金の納付には、当市から発行した納付書をご活用いただく予定です。 受託者は企業等からの寄附の意思確認がとれましたら、当市へ納付書の発行依頼をお願いいたします。
14	仕様書 4 業務内容	企業から市の既存プロジェクトにはない事業への寄附要望があった場合、その企業を市に紹介して、市との調整の結果、新しい寄附充当事業が設定され、その結果寄附に至った場合も成果となるという認識でよいか。	その認識で差し支えございません。
15	仕様書 4 業務内容	企業への紹介を経る中で、企業のオーナーが市の事業に共感して寄附した場合や、プロジェクトを紹介した企業ではない企業(関連会社など)が寄附した場合は成果対象となるのか。	個人からの寄附は、成果の対象外といたします。 また、プロジェクトを照会した企業ではない企業(関連会社等)が受託者を通さず、独自で当市へ直接寄附の申出を行い、寄附に至った場合は成果対象とはなりません。ただし、当市が当該企業等に寄附の経緯を確認する上で、受託者による助言や情報提供によって寄附の決定に至ったとの確認が取れた場合は、成果の対象といたします。

16	仕様書 4 業務内容	自社の親会社や子会社、兄弟会社など資本関係や支配関係がある企業が神戸市に寄附する際にマッチングしても成果の対象となるのか。	受託者を通して当市に寄附のお申出をいただいた場合は、成果の対象といたします。
17	仕様書 4 業務内容	市プロジェクトを企業へ紹介する際に、市で紹介用のチラシを準備されるとの理解でよいか。	当市で紹介用のリーフレット等を準備いたしますが、受託者から紹介用ツールのご提案をいただけるようであれば、提案審査会にてご提案ください。
18	仕様書 5 業務の進捗報告	市宛に定期的に報告とあるが、どれくらいの頻度を想定しているか。	1ヶ月に1回以上を想定しています。 ただし、質問 No.11 に記載の通り、複数受託者による提案先の重複を避けるため、新しい相手方に働きかけを行う場合には、逐一当市に情報をご共有いただきます。

※ 質問 No.11 当市が発行した納付書により、寄附金の納付が行える当市指定の金融機関一覧

銀行	以下の全国にある本店・支店 三井住友、三菱 UFJ、りそな、みずほ、百十四、広島、中国、但馬、伊予、池田泉州、関西みらい、SBI 新生、みなど、トマト、山陰合同、徳島大正、京都、四国、山口、阿波、みずほ信託
信用金庫	以下の兵庫県内及び大阪府内にある本店・支店 神戸、兵庫、西兵庫、日新、淡路、姫路、播州、尼崎、中兵庫、大阪
信用組合	兵庫県（兵庫県内にある本店・支店） 兵庫ひまわり、大阪協栄、兵庫県医療、近畿産業（いずれの金融機関も神戸市内にある本店・支店） 淡陽（本店及び兵庫県内にある支店）
その他	兵庫六甲農業協同組合（本店・支店） 近畿労働金庫（神戸市内にある本店・支店） なぎさ信用漁業協同組合連合会（明石市内にある本店・支店）
ゆうちょ銀行	近畿 2 府 4 県〈兵庫県・大阪府・京都府・奈良県・滋賀県・和歌山県〉にある郵便局